平成２３年（フ）第４９号
愛知県豊橋市大清水町字大清水71番地の５
債務者　三谷　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５５号
愛知県豊橋市中岩田３丁目10番地４　301、従前の住所愛知県名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７
債務者　今村　久子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５６号
愛知県蒲郡市府相町新井前861番地　アネックス小林103
債務者　大庭　　克
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５７号
愛知県蒲郡市府相町新井前861番地　アネックス小林103
債務者　大庭　厚子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５９号
愛知県豊橋市大清水町字大清水198番地
Ｅ－２
債務者　酒井　和彦
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２８７号
横浜市瀬谷区三ツ境89番地　三ツ境グリーンハイム１棟122号
債務者　出口眞理子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目47番３号
債務者　内間　初子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４５号
沖縄県中頭郡中城村字南上原750番地　Ｋ・Ｍビル403号
債務者　西山　恭子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７７号
青森市勝田１丁目11番16号　コーポ千島202号
債務者　鳴海　タエ
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
静岡県富士市石坂606番地の14コーポ広見201号、前住所静岡県富士市八代町２番33号
債務者　足立　悦一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６７号
静岡県磐田市中泉1286番地３　アーベイン中泉103号
債務者　大場　保幸
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷958番地１
債務者　北川　理絵（旧姓宮木）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
長崎県佐世保市折橋町３番９号　ファミール江崎102
債務者　鈴木　朱実
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
栃木県小山市大字犬塚867番地１、従前の住所栃木県小山市大字東島田2398番地１
債務者　石川はつの
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２４号
栃木県下野市花の木１丁目７番24号
債務者　奥寺　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部